

幼児教育・保育の無償化 のご案内

市広報キャラクター「Mジロ」



幼児教育・保育の無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成を培う幼児教育・保育の機会を保障するとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に令和元年10月から実施されました。

無償化の給付対象となるためには給付認定を受ける必要があります。

幼児教育・保育の無償化の対象範囲

幼児教育・保育の無償化の対象や内容は以下のとおりです。

子どもの年齢	対象施設・事業	無償化の内容
3～5歳児クラス (保育の必要性あり)	認可保育所 P.3 認定こども園(保育認定) P.3 幼稚園* P.4 企業主導型保育施設* P.6 障害児の発達支援等 P.6	無償 ※新制度未移行の幼稚園は25,700円まで無償 ※企業主導型保育施設は標準的な利用料が無償
	幼稚園・認定こども園(教育認定)の預かり保育 P.4	月額11,300円まで無償 ※住民税非課税世帯で、満3歳になってから最初の3月31日までは月額16,300円まで無償
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等 P.6	月額37,000円まで無償 ※原則として幼稚園、認可保育所等の利用者を除く。
3～5歳児クラス (保育の必要性なし)	幼稚園* P.4 認定こども園(教育認定) P.4 障害児の発達支援等 P.6	無償 ※新制度未移行の幼稚園は25,700円まで無償
住民税非課税世帯の 0～2歳児クラス (保育の必要性あり)	認可保育所 P.3 認定こども園(保育認定) P.3 地域型保育事業 P.3 企業主導型保育施設* P.6	無償 ※企業主導型保育施設は標準的な利用料が無償
	認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等 P.6	月額42,000円まで無償 ※原則として幼稚園、認可保育所等の利用者を除く。

給付認定について

幼児教育・保育の無償化の給付を受けるためには保護者による「①教育・保育給付認定」又は「②施設等利用給付認定」の申請が必要となります。すでに認可保育所や認定こども園(保育認定)等を利用している子どもは①教育・保育給付認定を受けていることから、新たな申請は不要です。

①教育・保育給付認定

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	対象サービス
1号	満3～5歳児クラス	なし	新制度移行幼稚園、認定こども園(教育認定)
2号	3～5歳児クラス	あり	認可保育所、認定こども園(保育認定)等
3号	0～2歳児クラス		

②施設等利用給付認定

認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	対象サービス
新1号	満3～5歳児クラス	なし	新制度未移行幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	・幼稚園等の預かり保育 ・認可外保育施設等
新3号	0～満3歳児クラス		

施設等利用給付認定の対象者

新制度に移行していない幼稚園を利用するかた、保育の必要性があり教育時間を超過して幼稚園等の預かり保育を利用するかたや認可外保育施設等を利用するかたは、無償化の給付を受けるためには給付認定を受ける必要があります。



対象者	認定区分
新制度に移行していない幼稚園を利用しているかた(保育の必要性がなく、預かり保育を利用する場合も含む。)	新1号
保育の必要性があり、幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用するかたや認可外保育施設等を利用するかた	新2号
保育の必要性があり、住民税非課税世帯の満3歳となった最初の3月31日までのかた	新3号

保育の必要性について

「保育の必要性」とは、保護者それぞれが就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり、利用施設において保育が必要であると認められる状況をいいます。



保育の必要性の理由	具体的な状況
① 就労《外勤(パートを含む。)自営・内職等》	1か月あたり48時間以上の就労をしていること。
② 母親の妊娠・出産	母親が出産の前後であること。(給付認定の対象となる期間は、原則として出産予定月を挟む前後2か月の合計5か月間。)
③ 疾病・負傷又は障害	児童の保護者が疾病若しくは負傷又は障害を有すること。
④ 介護又は看護	同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
⑤ 災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれないこと。
⑥ 求職活動	日中の求職活動(起業の準備を含む。)を常態としていること。
⑦ 就学	職業訓練校・学校教育法に定める学校・専修学校等に在学し、勉学のため児童の保育に当たれないこと。(1か月あたり48時間以上の就学を常態としている。)
⑧ 社会的養護が必要な場合	虐待やDVのおそれがあり、社会的養護が必要であること。
⑨ 育児休業の場合	育児休業取得中、すでに施設を利用している児童がいて継続利用が必要であること。

認可保育所、認定こども園(保育認定)等 を利用するかた

認可保育所、認定こども園(保育認定)、地域型保育事業(小規模保育や家庭的保育など)を利用するには、「保育の必要性」があり①教育・保育給付認定(P.2)を市から受ける必要があります。

1 利用料

3～5歳児クラスの全ての子どもと住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの子どもの利用料が無償化されます。また、子どもが2人以上の多子世帯の負担軽減の観点から、生計が同一の場合に限り年齢にかかわらず、第2子の利用料は第1子の利用料の半額に、第3子以降の利用料は無償となります。

延長保育料、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

2 給付認定

施設を利用するには必ず教育・保育給付認定を受けていることから、無償化の給付対象となるための手続は必要ありません。



3 給食費

3～5歳児クラスの給食費(副食費)は、保護者負担として利用施設にお支払いいただくこととなります。主食費は、引き続き、市が負担します。

年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(小学校入学前の子どもから数えて第3子以降)は副食費が免除となります。

子どもの年齢	利用料	利用料以外 (延長保育料、行事費等)	給食費	
			主食費(ごはん等)	副食費(おかず、おやつ等)
3～5歳児クラス	無償	保護者負担	—	保護者負担
住民税非課税世帯の 0～2歳児クラス	無償		—	—
住民税課税世帯の 0～2歳児クラス	所得に応じて決定		—	利用料として 保護者負担

※市外施設を利用する場合は、所在自治体により取扱いが異なりますので、利用施設にご確認ください。

※認定こども園(保育認定)を利用している3～5歳児クラスの給食費(主食費)は、一度施設にお支払いいただいた費用を、申請に基づき、市から後日返還します。

例 保育料の 兄弟順の カウント方法 (年齢制限なし)	第1子	第2子	第3子
	 保育料の額	 ① 小学1年生	 ① 5歳児 (無償化対象)
	 ③ 0歳児		
	—	半額	0円

※第3子以降は、「0円」となります。

新制度に移行している幼稚園及び認定こども園(教育認定)を利用するかた

新制度移行幼稚園*、認定こども園(教育認定)を利用するには、①教育・保育給付認定(P.2)を市から受ける必要があります。

1 利用料

3～5歳児クラスの全ての子ども利用料が無償化されます。利用する幼稚園、認定こども園により満3歳児から就園できる場合は、満3歳児クラスから無償化されます。詳しくは、利用施設にお問合せください。

通園送迎費、教材費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

就園前のプレスクールについては無償化の対象外となります。

2 給付認定

施設を利用するには必ず教育・保育給付認定を受けていることから、無償化の給付対象となるための手続は必要ありません。

3 給食費

これまでどおり保護者の負担となります。

年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(小学校3年生の子どもから数えて第3子以降)は副食費が免除となります。



子どもの年齢	利用料	利用料以外 (通園送迎費等)	給食費	
			主食費(ごはん等)	副食費(おかず、おやつ等)
3～5歳児クラス	無償		保護者負担	

新制度未移行の幼稚園を利用するかた

新制度に移行していない幼稚園を利用するには、②施設等利用給付認定(P.2)を市から受ける必要があります。

1 利用料

3～5歳児クラスの全ての子ども利用料(入園料含む。)が月額25,700円まで無償化されます。利用する幼稚園により満3歳児から就園できる場合は、満3歳児クラスから無償化されます。詳しくは、利用施設にお問合せください。

通園送迎費、教材費、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

就園前のプレスクールについては無償化の対象外となります。

2 給付認定

無償化の給付対象となるためには新たに施設等利用給付認定(新1号認定)を受ける必要があります。



* 平成27年度に開始した子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園のこと。利用手続や利用料の設定などにおいて現行制度の幼稚園との違いがあります。

3 給食費

これまでどおり保護者の負担となります。

年収360万円未満相当世帯及び第3子以降(小学校3年生の子どもから数えて第3子以降)は副食費を月額4,500円まで補助します。

子どもの年齢	利用料	利用料以外 (通園送迎費等)	給食費	
			主食費(ごはん等)	副食費(おかず、おやつ等)
3～5歳児クラス	無償		保護者負担	

【私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金】

私立幼稚園等に納付した入園料・利用料等の額を上限に世帯の所得に応じて補助します。



保護者負担経費	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	
	都補助金	市補助金
利用料	対象	対象
入園料	対象外※	
その他納付金 (施設維持費、教材費、整備費)		
給食費		対象外
通園送迎費、制服代等		

※その他納付金は、生活保護世帯、年収360万円未満相当のひとり親世帯、住民税非課税世帯のかた及び市民税所得割課税の額が256,300円以下の世帯の第3子以降が対象となります。



幼稚園や認定こども園(教育認定)の 預かり保育を利用するかた

「保育の必要性」があり、教育時間を超えて預かり保育を利用するかたが無償化の対象となります。無償化の給付を受けるためには、②施設等利用給付認定(P.2)を市から受ける必要があります。



1 利用料

保育の必要性がある3～5歳児クラスの全ての子どもの利用料が450円×利用日数(月額上限11,300円(住民税非課税世帯で満3歳となった最初の3月31日までは16,300円))まで無償化されます。

預かり保育が十分な水準でない場合(教育時間を含む平日の預かり保育時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満(長期休業中・休日を含む。))に限り、認可外保育施設の併用についても無償化の対象となります。

おやつ代などはこれまでどおり保護者の負担となります。

一度施設にお支払いいただいた利用料は、請求に基づき、無償化の給付上限額までの範囲で市から後日返還します。

2 給付認定

無償化の給付対象となるためには新たに施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受ける必要があります。

3 保育の必要性

「保育の必要性」とは、保護者それぞれが就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり、施設において保育が必要であると認められる状況をいいます。保育の必要性の理由及び具体的な状況については、P.2をご確認ください。

認可外保育施設等を利用するかた

「保育の必要性」があり、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を利用するかたが無償化の対象となります。無償化の給付を受けるためには、②施設等利用給付認定(P.2)を市から受ける必要があります。

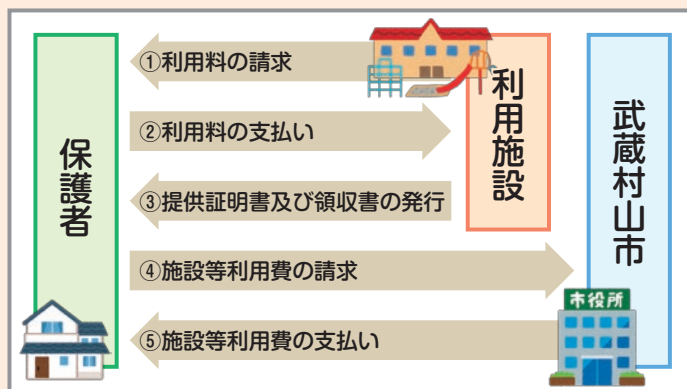
1 利用料

3～5歳児クラスの全ての子ども利用料が月額37,000円(住民税非課税世帯で満3歳となった最初の3月31日までは42,000円)まで無償化されます。幼稚園、認可保育所、認定こども園等に通っている子どもの利用は、無償化給付の対象外となります。

認可外保育施設は、所在の自治体に無償化の対象施設として確認されている施設に限ります。詳しくは利用施設にお問合せください。

行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

一度施設にお支払いいただいた利用料は、請求に基づき、無償化の給付上限額までの範囲で市から後日返還します。



2 給付認定

無償化の給付対象となるためには新たに②施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受ける必要があります。

なお、認可保育所等に申込みをしており待機児童となっているかたは、すでに①教育・保育給付認定を受けていることから、施設等利用給付認定があるものとみなしますので、無償化の給付対象となるための手続は必要ありません。

3 保育の必要性

「保育の必要性」とは、保護者それぞれが就労や病気などにより、家庭での保育が困難であり、施設において保育が必要であると認められる状況をいいます。保育の必要性の理由及び具体的な状況については、P.2をご確認ください。

企業主導型保育施設を利用するかた

1 利用料

標準的な利用料が無償化されます。詳しくは利用施設にお問合せください。

延長保育料、行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

2 給付認定

施設を通じて「利用報告書」を市に提出します。

従業員枠で利用しているかたは、事業者等により保育の必要性を確認されていることから、手続の必要はありません。地域枠で利用しているかたは、市から新たに教育・保育給付認定(P.2)を受けることが必要な場合もあります。詳しくは利用施設にお問合せください。

児童発達支援等を利用するかた

1 利用料

3歳児クラス(満3歳となった最初の4月1日)から小学校入学前までの全ての子ども利用料が無償化されます。幼稚園、保育所、認定こども園等を併用する場合も無償化の対象となります。

2 給付認定

無償化の給付対象となるための手続は必要ありません。

3 問合せ先

健康福祉部障害福祉課 042-590-1185

問合せ先 武蔵村山市子ども家庭部子ども青少年課

武蔵村山市本町1-1-1武蔵村山市役所1階 電話番号: 042-565-1111 内線182~186
URL: <http://www.city.musashimurayama.lg.jp/kosodate/azukeru/1010359.html> HP番号1010359
手続方法や詳細等に変更がある場合は、その都度お知らせします。今後は、市報や市ホームページ等をご確認ください。

